

監査報告書


平成 22 年 5 月 13 日

日本貸金業協会
会長 小杉 俊二 殿

日本貸金業協会

常任監事

田 中 美
大 野 新
真 平
真 田 宗 造



監事

監事

このたび、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの平成 21 年度における計算書類（財務諸表・収支計算書等）及び業務に係る監査を実施しましたので、その結果を下記の通りご報告致します。

I 監査の概要

1 会計監査（計算書類の監査）

会計監査については、(1) 財務諸表（一般会計・事業特別会計・主任者研修特別会計・資格試験特別会計・主任者登録特別会計の 5 会計の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）・貸借対照表総括表・正味財産増減計算書総括表及び (2) 収支計算書（一般会計・事業特別会計・主任者研修特別会計・資格試験特別会計・主任者登録特別会計）合わせて収支計算書総括表の作成プロセスの妥当性並びに公益法人会計基準の準拠性を網羅的に検証した。

2 業務監査

業務監査については、内部監査担当部門との同行による実地監査及び同部門が実施した監査調書の点検により監査評価の妥当性並びに業務の有効性を検証すると共に、理事会をはじめとする各種会議体への出席及び会議議事録等の関係書類を点検することにより役員等の業務執行の妥当性を検証した。

II 監査意見

1 会計監査（計算書類の監査）

(1) 財務諸表

財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して平成21年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

(2) 収支計算書

収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ）に従って平成21年度の収支状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

- 2 会計監査及び業務監査のいずれにおいても役員等の職務執行は適正であり、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。